

第 52 期平成 30 年度第 5 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

平成 30 年 8 月 22 日 (水)
高松サンポート合同庁舎南 101 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

3 閉 会

第 52 期平成 30 年度第 5 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書（写）
- 2 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）

2018年8月16日

香川労働局長
亀澤 典子 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
議長 岩部 乃之



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出

8月6日、香川地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を26円引き上げ、792円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

2013年以降、6年連続して二桁の引き上げを答申されたこと、中央最低賃金審議会の示した目安額にプラスの答申をされたことについては、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力に敬意を表するものです。しかし、専門部会での議論経過が明らかにならず、示された引上げ額を客観的に見るならば、異議を申し出ざるを得ません。

この金額では、デフレ不況から脱却し景気回復を引き寄せるための消費購買力の向上も、ワーキングプアの解消と均等待遇への接近も、地域間の賃金格差の解消も、十分にはかることはできず、さらなる上積みが必要です。

については、今年度の香川県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

異議申出の理由

1 憲法の生存権を見据えた水準に

安心して働くためには、最低賃金を大幅に引き上げちゃんとした生活ができるようにする必要があります。今の最低賃金では憲法で定める「健康で文化的な生活」や労働基準法第1条でいう「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」ことができるのでしょうか。最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながるのでしょうか。

意見陳述でも述べたとおり、全労働人口の4割以上を占める非正規労働者は3/4以上が年収300万円以下であり、これらの人たちの生活の安定こそが定住人口の歯止めになるとともに、地域の活性化にもつながると考えています。

答申されるべき最低賃金の改定額は、物価動向などを踏まえれば4%を下回る引き上げでは実質マイナス改定となります。これでは、最低賃金に貼り付いて働いている労働者の可処分所得を守ることはできません。それ以上に、最低水準が実質的に引き下げられるということになれば、低賃金労働者の生活水準の引き下げを強要することとなり、憲法で保障された生存権の水準を下方修正せざるを得なくなります。それは、憲法第25条第2項の求める改定とは言えない「答申」になってしまいます。

最低賃金法の第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資する」とあります。働いても生活できない、現行の最低賃金の水準は、法の趣旨を充たせない状態ではないでしょうか。こうした事態に陥った原因は、この間の答申が目安額に縛られ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論してこなかったためではないでしょうか。

2 「早期に800円以下をなくし、2020年までに平均1000円に」

雇用戦略対話の合意の達成をめざす改正をするべきです。

2010年の雇用戦略対話では「2020年までにできるだけ早期に最低800円、平均1,000円」が政労使差三者で“合意”されました。“三者合意”という点では極めて重い意味を持っていると考えます。

3 地方を疲弊させる地域間格差の縮小が絶対に必要

答申の引き上げでは、最低賃金の地域間格差がますます拡大してしまいます。答申された最高額の東京都の985円と本県との差は193円と、さらに拡大しました。これでは、労働者の流出に歯止めがかかりません。

7月14日付で提出した意見書でも述べましたが、最高額の東京都と最低額の県の格差は224円に広がり、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出を促し、さらにその中心が若年層に集中しています。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方・地域の活力を著しく疲弊させています。「人口減少」「自治体消滅の危機」などが県内各自治体でも問題化するなか、地域別の賃金格差による労働者・労働力の流出という事態を一刻も早く防がなければなりません。この危機意識が福井や山形県知事の「全国一律最低賃金制度を実現すべき」との発言になっています。香川県地方最低賃金審議会でも共有しなければならぬと考えています。

重要な視点は、現行の地域別最低賃金のような、大きな地域間格差は存在しないということです。ある審議会では「生計費に大きな格差がないという状況下で、目安に大きな開きがあるのはどう考えたらいいのか」「目安がこのように格差がつくように示されるようになったのはなぜか」との質問が経営者委員からされました。それに対し、「格差は不当だし、中賃で労働側委員が述べているように、格差を縮めるような目安でなくてはならなかったと思う」「目安はそもそも首都圏や工業地帯に高く出るようになっており、仕組み自体に問題がある。

今年の各地方審議会の答申はランクの低い県では+1円~2円の答申が大多数でなされており、中央最低審議会の目安に対して地方の審議会においてこれ以上の格差が広がることについての懸念が明らかになって来ています。

全労連が全国で、同一方法で取り組んでいるマーケットバスケット方式による“最低生計費試算調査”の香川県の結果では、25歳単身者が、憲法25条が保障する最低限の生

活をするためには、「月額22万円」が必要です。香川県の平均労働時間の150時間では、1,475円となります。現行の最低賃金との乖離は著しいといわざるを得ませんし、全国の調査で明らかになったように、生計費に大きな違いがないなら地域間格差を正当化する根拠はどこにも見当たりません。

4 非正規労働者の待遇改善にも最低賃金の役割は大きい

統計局の労働力調査によればこの10年間で、正社員人数は、平成19年の3,449万人が平成29年には3,357万人へ横ばいなのに対し、非正規労働者は平成19年の1,735万人が平成29年には2,046万人に311万人も急増しています。さらに今年1月の労働力調査では「非正規労働者の7割5分が年収200万円に届かない（女性では8割5分）」という深刻な結果が公表されています。物価が上昇するもとの、実質賃金が低迷しているのでは、実際の生活水準を切り下げることになり、物価上昇は、とりわけ低賃金で働いている非正規雇用労働者には深刻な問題です。非正規労働者が増加し約4割になっています。主たる家計維持者が非正規というケースも増えています。特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。これが、日常生活や子育て、介護などを困難にしている要因ともなっています。

非正規労働者の増加にともない、主たる家計維持者が非正規というケースばかりでなく、夫婦で非正規という家庭も少なくありません。そうした実態を見れば、最低賃金に対して、生計費を保障するとする必要性は高くなっています。

内需を思い切って拡大させて景気の好循環を生み出すために、いまこそ最低賃金の大幅引き上げを決断すべきときではないでしょうか。

この数年間の最低賃金の引き上げで、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく未組織労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

5 中小企業支援策の拡充は待ったなし

もちろん最低賃金の引き上げは企業にとってコストアップとなります。しかし、低賃金で人がすぐに辞める職場では、常に人を募集し、新人に一から仕事を教えることとなります。コストがかかり、生産性はあがりません。もし、まともな賃金が保障されるなら、労働者は転職先を探さずに今の職場に定着し、技能や知識を蓄積して労働の「質」を高め、それにより生産性も高まるのではないのでしょうか。本県においても正規職員の募集において、最低賃金に近い額で募集しているのは、県外の大手資本の会社が多く見られる傾向であり、人材確保のために多くの県内企業が努力されています。

アベノミクス効果の恩恵を受けない本県において、中小企業の経営困難性は十分理解できますから、最低賃金の引き上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が重要です。

業務改善助成金、最賃引き上げに向けた中小企業相談支援事業などの取り組みが行われていますが、現状は欧米の支援策に比べるとあまりにも貧弱です。貴審議会において、中小企業への支援の拡充を合わせて答申に盛り込まれたことは歓迎します。

業務改善助成金だけでなく、各種の助成策、融資制度の改善や借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の配慮などが強く求められます。元請け企業が単価叩きなどしないよ

う、公正取引の監視を強め、最低賃金引き上げのコストが適正に単価に転嫁できるように取引のあり方を改善させることも重要だと考えます。

6 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,000円以上は必要です。一度に時間額1,000円にできないのであれば、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。

7 なお、以上の再審議の前提として、答申が引き上げ額26円を妥当とした根拠について明らかにして下さい。私たちは、専門部会を公開し傍聴を認めるよう求めてきましたが、それが実現していないわけですから、答申には主要な論点・根拠・採決にあたっての労使の態度等を書き込むべきです。このことについての改善を行って下さい。答申された時間額792円が憲法25条や労働基準法第1条の趣旨に足りる金額だと言うのであれば、それはどのような金額となるのか、年収ベースでも示して下さい。

8 社会保障負担を上乗せした最低賃金の明示について

現在の最低賃金は、支給する最低の時間賃金額を決めているだけであり、年金・健保などの社会保障費は考慮されていません。雇用者が多ければ、社会保障費の半分を使用者が負担しますが、雇用者が少数の場合は、労働者自らが社会保障費の全額を負担しているのが実態です。近年は「ブラック企業」と言われる法令すら守らない使用者もあり、労働者負担増のみならず、社会保障財源にも負担をかけています。社会保障制度を安定させるためにも、使用者が社会保障費を負担しない労働者の最低賃金は、社会保障必要額を上乗せした金額も示すよう、政府や中央最賃審議会に意見すべきです。

9 最後に香川県における最低賃金審議会では、実質的な審議が非公開の専門部会に委ねられており、公開とすべきです。また、働く貧困層の生活実態と切実な声が審議に反映されるよう改めて求めます。

以 上

平成30年8月6日

香川労働局長
亀澤典子殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明 治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年7月4日付け香労発基0704第5号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、平成28年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額742円）は、平成28年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 742円
- (3) 発 効 日 平成28年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成28年度
- (3) 生活保護水準（平成28年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,517円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$742\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 106,263\text{円}$$